

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業委託事業者選定 にかかる審査基準

本業務は、平戸市議会議場及び第1委員会室における議場音響・映像システム及び議会中継配信システム等を再構築するとともに、システム機能の拡充（議会中継映像のリアルタイム字幕表示、電子表決システムの導入、傍聴席への大型モニター設置等）を図ることにより、「聞きやすさ」、「分かりやすさ」を向上させ、議会視聴環境のバリアフリー化及び、市民が議会や市政に対する関心の向上を推進し、「デジタル化による市民に開かれた議会」の実現することが目的であり、一律に金額だけを並べて決定する競争入札に適さないことから、各事業者の企画提案内容を評価し、その得点を基準として委託契約候補事業者を選定する。

1. 目的

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業について、候補となる委託契約事業者を選定する。

2. 委託事業者選定委員会

委託事業者選定委員会は、議会事務局長、議会事務局次長、議会事務局議事・調査班長、議会事務局議事・調査班書記、総務課情報管理班班員の5名をもって構成する。

3. 委託事業者選定方法

委託事業者選定委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション等により評価する。

4. 採点方法

評価項目ごとに定められた配点を基準に委員の配点は5段階評価とし、内容が良いとされるほど高得点をつけるものとする。

5. 評価項目及び事業者選定基準

別紙「平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業業務審査基準」に基づき、企画提案内容等を評価・採点し、合計点数が最高得点の事業者を委託事業者候補として選定する。

6. 委託事業者の決定

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業業務審査基準により選定された申込者を第1候補として、議会事務局において最終的に委託事業者を決定するものとする。

別紙

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業業務審査基準

1. 審査の方法

審査員はプロポーザル参加者より提出された企画提案書のプレゼンテーションを、下記、「2. 審査基準」により審査する。

事務局は審査員の評価に基づき技術点を算出し、その技術点に見積額の価格点を加算した総合評価点が最も高い事業者を最適格者とする。最高得点が2者以上ある場合には、審査員の評価順位において最も上位とした審査員が多い事業者を最適格者とする。また、評価点が同点の場合は、見積価格が最も低い事業者を最適格者とする。

なお、プロポーザル参加業者が1者のみの場合でも、審査を行い選定の可否を決定する。その際、技術点170点中、102点以上を獲得した場合に最適格者とする。

2. 審査基準

(1) 技術点 (配点 170 点)

NO	審査項目		着眼点	配点	小計
1	会社概要 導入実績	本業務遂行に関する 信頼性や実績の有無	地方公共団体の議場システムに関する業務受託実績を有し、十分な業務経験を有しているか。	10	20
			事業の安定的な遂行が見込まれる経営状況であるか。	10	
2	実施体制	専門技術者の配置の 有無	本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者を配置しているか。	10	20
			緊急時における体制が整っており、業務遂行への支障を最小限に抑えることが可能か。	10	
3	基本方針	基本方針及び 実施方法	具体的な方針や、実施方法が定まっているか。	10	10
4	システム 要件	①議場システム	仕様書に示す以上の機器、性能の提案があるか。	10	40
		②委員会室システム	仕様書に示す以上の機器、性能の提案があるか。	10	
		③音声認識システム	仕様書に示す以上の機器、性能の提案があるか。	10	
		④庁内配信システム	仕様書に示す以上の機器、性能の提案があるか。	10	
5	導入機器	機器の安定性	仕様書の要求を満たし長期運用に耐え得る方式であって、安定稼働を維持できるものか。	10	10
6	運用保守 サポート	保守運用について 障害発生時の対応	トラブル発生時には、代替措置を講じる等の対処法を備えているか。	10	50
			保守の考え方と実施方法については、具体的であり、その妥当性が認められるか。	10	
			機器やシステムの故障に対する対応方針は、具体的であり、その妥当性が認められるか。	10	
			操作やサービス全般に関する問い合わせに対し、十分な対応ができていないか。	10	
7	職員研修	研修実施の方法	故障や更新時等における機器の入れ替えが容易であるか。	10	10
			職員にわかりやすいマニュアルがあるか。	5	
8	スケジュール	スケジュール設定	職員に対する操作研修の計画・体制があるか。	5	5
			業務完了に至るまでの適切なスケジュールが設定されているか。	5	
9	その他	発展性や将来性、追加提案など	仕様書に示すもののほか、本業務の目的を達成するうえで、効果的または魅力的な提案はあるか。	5	5

(2) 価格点 (配点 30 点)

価格点は上限 30 点とし、以下の基準により点数化する。

■本業務委託見積書

最低価格 ÷ 提案者の提案価格 × 20 点 ※小数点以下を切り捨て

(例 1) A 社 : 3,000 万円 (最低価格)

$$3,000 \text{ 万円} \div 3,000 \text{ 万円} \times 20 \text{ 点} = \underline{20 \text{ 点}}$$

(例 2) B 社 : 3,500 万円

$$3,000 \text{ 万円} \div 3,500 \text{ 万円} \times 20 \text{ 点} = \underline{17 \text{ 点}}$$

(例 3) C 社 : 4,000 万円

$$3,000 \text{ 万円} \div 4,000 \text{ 万円} \times 20 \text{ 点} = \underline{15 \text{ 点}}$$

■保守点検等見積書 (1 年間に係るランニングコスト)

最低価格 ÷ 提案者の提案価格 × 10 点 ※小数点以下切り捨て

(例 1) A 社 : 300 万円 (最低価格)

$$300 \text{ 万円} \div 300 \text{ 万円} \times 10 \text{ 点} = \underline{10 \text{ 点}}$$

(例 2) B 社 : 400 万円

$$300 \text{ 万円} \div 400 \text{ 万円} \times 10 \text{ 点} = \underline{7 \text{ 点}}$$

(例 3) C 社 : 500 万円

$$300 \text{ 万円} \div 500 \text{ 万円} \times 10 \text{ 点} = \underline{6 \text{ 点}}$$